

## 第3章 空き家等対策の方針【国指針1：空き家等に関する対策の基本的な方針】

### (1) 空き家等対策の基本的な方針

現在、本市には、管理が不十分な空き家等は少ないものの、今後、高齢化等の進展を背景として空き家等が増加することが予想されるため、空き家化の予防対策や、管理が不十分な状態にならないように適正管理や利活用を進めるために、各段階で有効な対策を実践していきます。

周辺の生活環境や景観への影響を与える空き家問題は地域社会全体の問題であることから、空き家等の所有者等のもとより、市民等、事業者、市など地域社会に関わる主体が相互に連携して、多方面からの取組を進めていきます。

#### 〈基本方針〉

##### 空き家化の「予防」

- ・市民等に対して情報提供、啓発活動等を行い、周囲の生活環境に影響を及ぼす空き家等の発生抑制に繋がります。



##### 空き家等の「適正管理」

- ・空き家等の所有者等に対して、空き家等の適正管理の必要性や空き家等の所有者等の責務を周知・啓発し、自主的な適正管理を促します。

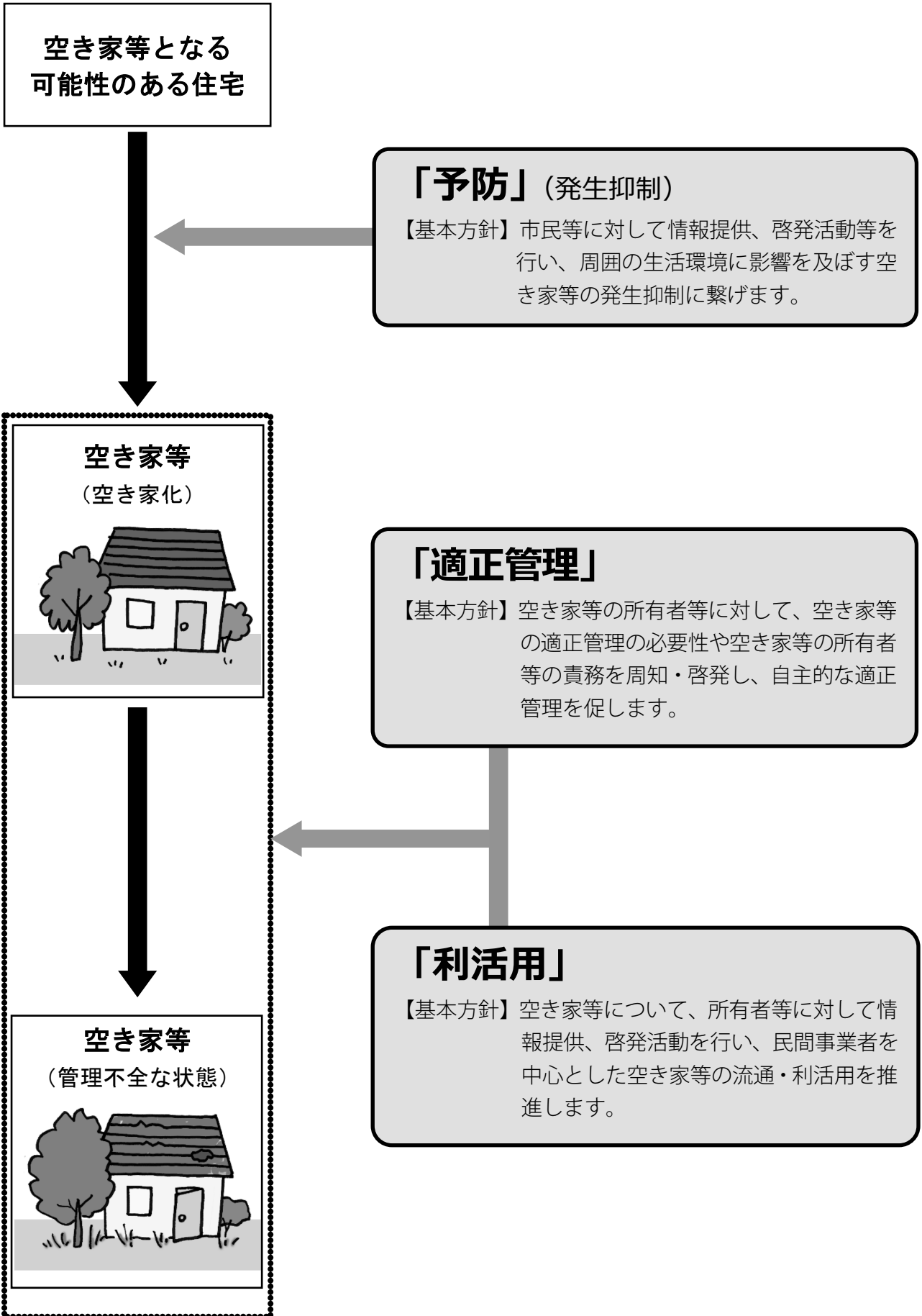


##### 空き家等の「利活用」

- ・空き家等について、所有者等に対して情報提供、啓発活動を行い、民間事業者を中心とした空き家等の流通・利活用を推進します。

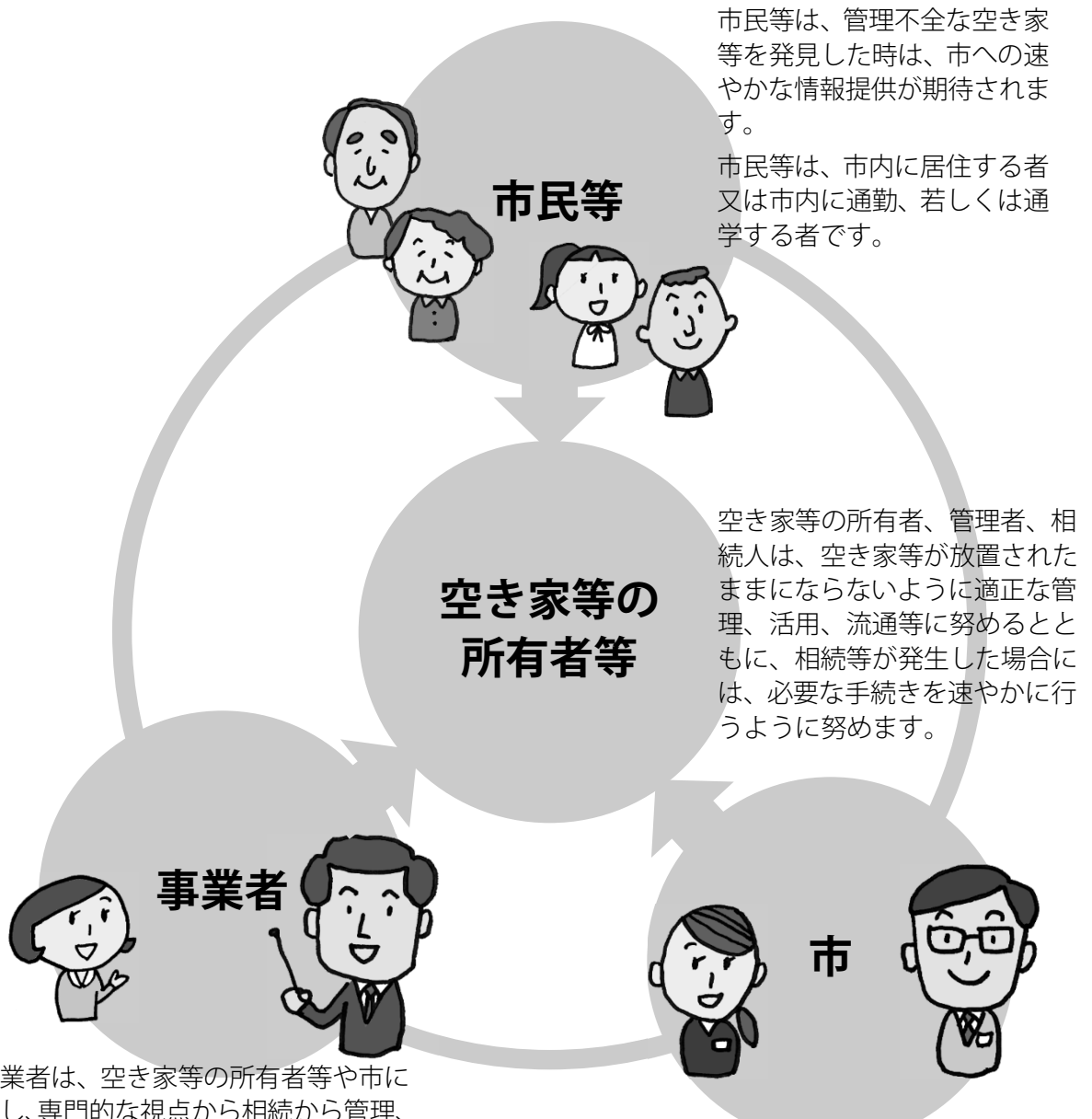


■ 空き家等の段階ごとにみた基本方針



## (2) 主体別役割

空き家等は、第一義的には所有者等の責任で維持管理されるものですが、様々な理由により適正に管理されていない空き家等が、市民等の生活環境に影響を及ぼしていることから、空き家等の問題を地域社会の問題と捉え、空き家等の所有者等、市民等、事業者、市が協力し、それぞれの役割のもとで空き家等対策に取り組みます。



市民等は、管理不全な空き家等を発見した時は、市への速やかな情報提供が期待されます。

市民等は、市内に居住する者又は市内に通勤、若しくは通学する者です。

空き家等の所有者、管理者、相続人は、空き家等が放置されたままにならないように適正な管理、活用、流通等に努めるとともに、相続等が発生した場合には、必要な手続きを速やかに行うように努めます。

事業者は、空き家等の所有者等や市に対し、専門的な視点から相続から管理、活用に至るまで、空き家等の抱える複合的な課題の解決への助言や支援等が期待されます。

事業者は、法務、不動産、建築、福祉、まちづくりNPO団体等その他の空き家等の除却や活用等と関連する事業を営む者です。

市は、空き家等の実態把握に努めるとともに、空き家等の適正な管理の促進など、条例及び法に基づく、空き家等対策に取り組みます。

### (3) 対策を推進するための連携体制

【国指針7：住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項】

【国指針8：空家等に関する対策の実施体制に関する事項】

- ・平成29年7月、本市は地域に根ざした専門家団体と空き家等の所有者等が抱える課題の解決に向けた「小平市における空き家等対策に関する協定」を締結しました。
- ・空き家等の所有者等の様々な不安や悩みに応じて、協定に基づき、本市（地域安全課）を通じて、専門家団体が設置する相談窓口を適宜紹介していきます。
- ・今後、空き家等の増加に伴って、市民等からの苦情や問合せ、相談等が増加することが予想されることから、庁内関係課の連携により、情報及び問題を共有し、課題解決へ向けて連絡調整を図ります。
- ・また、今後も、警察、消防その他の関係機関等との連携を継続していきます。

